

生食発 1027 第 1 号  
平成 28 年 10 月 27 日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長  
(公印省略)

### 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(平成 28 年厚生労働省告示第 382 号)が本日公布され、これにより食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)の一部が改正されたところですが、改正の概要等は下記のとおりですので、その運用に遺漏のないようお取り計らい願います。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方願いたします。

### 記

#### 第 1 改正の概要

食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 11 条第 1 項の規定に基づき、過酸化水素の規格基準を一部改正し、「釜揚げしらす」及び「しらす干し」に対する使用基準を新たに設定したこと。

#### 第 2 適用期日

公布日から適用されるものであること。

#### 第 3 運用上の注意

##### 1 使用基準関係

(1) 「釜揚げしらす」とは、体長(魚のふん端から尾びれの付け根までの長さをいう。)がおおむね 5 cm 以下の魚類を煮熟によってたんぱく質を凝固させたものをいうこと。

「しらす干し」とは、釜揚げしらすを乾燥させたものをいい、ちりめんを含むこと。

(2) 過酸化水素の使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないものとする。

## 2 その他

過酸化水素の食品中の分析法については、平成 28 年 10 月 6 日付け当部基準審査課長通知「食品中の食品添加物分析法の改正について」を参照されたいこと。